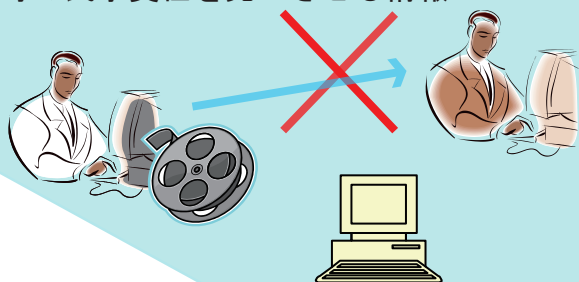


★ 情報資産を定められた
目的以外に利用して
いませんか



★ 以下の情報を発信していませんか

- ・ 差別、名誉毀損、侮辱、ハラスメントにあたる情報
- ・ プライバシーを侵害する情報
- ・ 守秘義務に違反する情報
- ・ 著作権等の財産権を侵害する情報
- ・ その他法令に基づく処罰の対象となり、
又は損害賠償等の民事責任を発生させる情報



守っていますか？ 情報セキュリティ

★ 次に掲げる行為をし、
又はしようとしていませんか

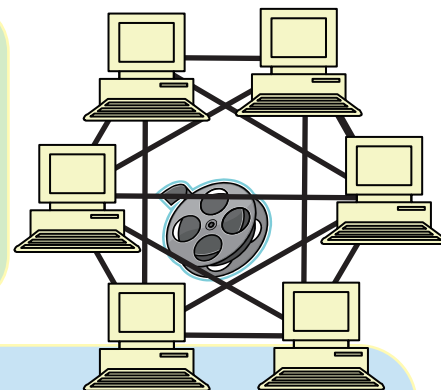
- ・ 通信の秘密を侵害する行為
- ・ 他人の ID・パスワードで他人になりすまして利用する行為
- ・ 過度な負荷等により円滑な情報資産の利用を妨げる行為
例えば一度に多数のメール送信、大きな容量の添付ファイル送信、
又は映像等大きな容量のファイルをダウンロードすることなど

★ 以下のことを確実にしていますか

- ・ アカウント、パスワードを他人に教えない。メールに書かない。メモを残さない。
- ・ OS、ソフトウェアのセキュリティホール（脆弱性）を防ぐため、セキュリティ修正プログラムをインストールし、最新の状態を維持する。
- ・ セキュリティ対策ソフトを導入し確実に動作させる。
- ・ セキュリティ対策ソフトとウイルス定義ファイルを最新状態に維持する。
- ・ 見知らぬ送信者からのメールは開かない。
- ・ メールに書かれた URL を安易にクリックしない。
- ・ メール送信時は送信アドレスを人違いしていないか再確認のうえ送信する。
- ・ 教育、研究、業務に関係のないホームページにアクセスをしない。



P2P ファイル交換ソフトを 使っていませんか？



★ P2P ファイル交換ソフトとは

インターネットを通じてファイルを不特定多数で共有することを目的としたソフトウェアです。ファイル共有ソフトとも呼ばれています。このソフトは著作権を侵害する行為に使われることが多いため、十分注意が必要です。

【よく利用される P2P ファイル交換ソフト】

Winny(ウィニー)、Share(シェアー)、Bit Comet(ビットコメット)、
Bit Torrent(ビットトレント)、Lime Wire(ライムワイヤー)、Cabos(カボス)、
Win MX(ウインエムエックス)、Perfect Dark(パーフェクトダーク)、Kazaa(カザー)
eMule(イーミュール)、Edonkey(イードンキ)、Gnutella(グヌーテラ)ほか

★ P2P ファイル交換ソフトの問題点

- ・ 著作物の交換に利用されることが多い。(教育・研究の目的以外の利用が多い。)
- ・ ファイルの取得だけでなく配信をしてしまう可能性が高い。
(意識せずに配信してしまう場合が多いため) 著作権侵害の恐れが高い。
- ・ ファイルダウンロードの際にスパイウェアやウイルス感染の危険性が高い。
- ・ P2P ファイル交換ソフトを稼働させているコンピュータに格納された情報が漏えいする可能性がある。
- ・ P2P ファイル交換ソフトを使用したダウンロードによる負荷は大きく、KUINS 機器の運用に支障をきたす恐れがあり、**KUINS-Ⅲでは利用が禁止**されている。



★ P2P ファイル交換ソフト利用規則

- ・ 上記の問題点があるため、P2P ファイル交換ソフトを利用する場合は、利用者が所属する部局長から情報環境機構長に**事前に届出**する必要があります (**KUINS-Ⅱ 接続のみ**)。

★ 著作権のある情報の受信・配信

- ・ 著作権のある情報を配信することは、著作権法違反です。権利者から高額な賠償を求められる可能性があります。
- ・ 違法配信されている情報を違法配信と知りながらダウンロードして私的に使うことについても、法改正により平成 22 年 1 月 1 日からは違法となります。

